

# 助成金申請書類作成の手引き

令和2年10月  
燃料電池自動車用水素供給設備整備事業  
(第2版)

## (お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL：03-5990-5159

ホームページ：

[https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen\\_sup/index.html](https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen_sup/index.html)

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～17：00（12時～13時は除く）

## 東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。



## 目次

1 事業概要	1
1.1 目的	1
1.2 事業スキーム	1
1.3 スケジュールフロー	2
2 助成内容	3
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	3
2.2 助成対象設備の要件（交付要綱第4条参照）	3
2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）	4
2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）	6
3 交付申請	8
3.1 申請手続き（交付要綱第10条参照）	8
3.2 申請書類の提出（交付要綱第7条参照）	9
3.3 申請にあたっての留意事項	9
3.4 交付決定及び助成金の額の決定（交付要綱第11条参照）	10
3.5 助成金交付の条件（交付要綱第12条参照）	10
3.6 申請の撤回（交付要綱第14条参照）	10
3.7 助成事業の内容変更に伴う届出（交付要綱第15条参照）	10
3.8 助成金の請求及び交付（交付要綱第16条参照）	10
3.9 稼働状況等の報告（交付要綱第19条参照）	11
4 その他	12
4.1 債権譲渡の禁止（交付要綱第17条参照）	12
4.2 移動式の水素供給設備の変更（交付要綱第13条参照）	12
4.3 交付決定の取消し（交付要綱第18条参照）	12
4.4 助成金の返還（交付要綱第20条参照）	12
4.5 違約加算金（交付要綱第21条参照）	13
4.6 延滞金（交付要綱第22条参照）	13
4.7 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第23条参照）	13
4.8 処分の制限（交付要綱第24条参照）	13
4.9 助成事業の経理（交付要綱第25条参照）	14
5 提出書類チェックリスト及び様式記入時ポイント	15

## 助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

燃料電池自動車用水素供給設備整備事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した設備を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて設備の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に違約加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

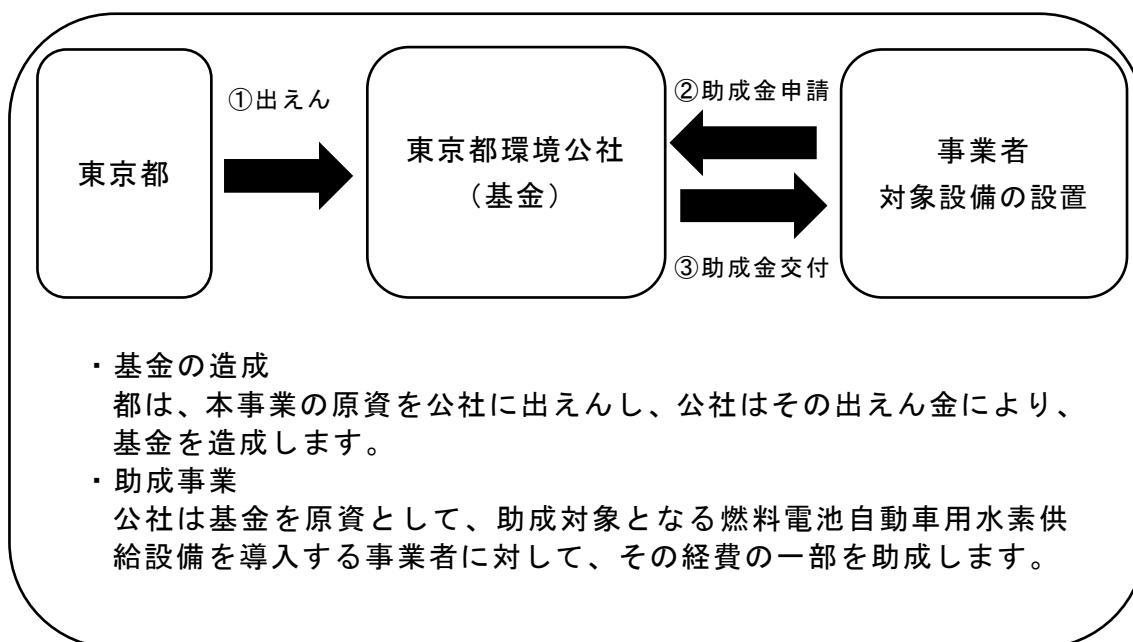
公益財団法人 東京都環境公社

# 1 事業概要

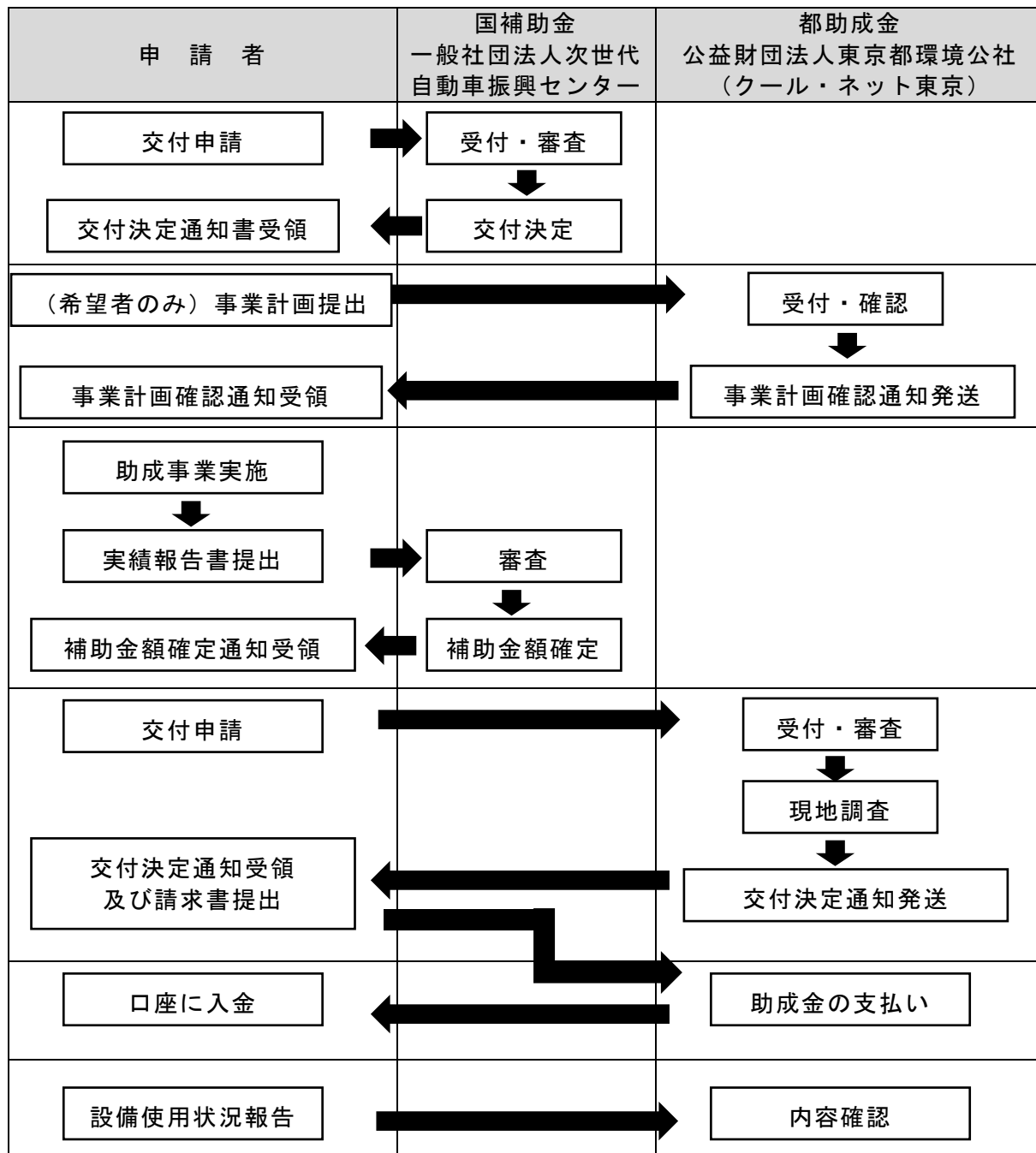
## 1.1 目的

燃料電池自動車用水素供給設備整備事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、事業者の燃料電池自動車用水素供給設備の整備において、その経費の一部を助成することにより、東京都内（以下「都内」という。）における水素供給設備の導入を促進することを目的に実施するものです。

## 1.2 事業スキーム



### 1.3 スケジュールフロー



※ 申請予定者は、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」（以下「国事業」という。）に係る補助金（以下「国補助金」という。）の額確定後、公社に交付申請を行います。公社は申請書類の内容を確認し、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の基金の範囲で、本助成金の交付を決定し、助成金の額を確定します（申請予定者は、国補助金の交付決定後、事業計画を公社に提出することができます（提出は任意）。事業計画が提出された場合、公社は事業計画の内容を審査し、助成対象として適当であると確認されたときは、事業計画確認通知書を送付します。）。

※ 公社が受付した申請書類に不備がある場合、公社が申請者に修正を求めた日の

翌日から起算して 20 日以内に、申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請は、撤回されたものとみなすことがあります。

※ 公社は助成金請求書の受理後、助成対象者に対し助成対象者が指定した口座に助成金を支払います。

## 2 助成内容

### 2.1 助成対象者（交付要綱第 3 条参照）

本助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の要件をすべて満たす大規模事業者及び中小事業者とします。ただし、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）第 4 条第 1 項第 1 号アからオまでに掲げる場合に該当するものは、中小事業者から除きます。

- (1) 国補助金の交付決定及び額の確定を受けていること。
- (2) 定置式の水素供給設備（以下「定置式」という。）を都内に設置し、又は移動式の水素供給設備（以下「移動式」という。）を都内のみで運用すること。

※ 以下に該当するものは除きます。

過去に税金の滞納があるもの

刑事上の処分を受けているもの

東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等

その他、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

### 2.2 助成対象設備の要件（交付要綱第 4 条参照）

- (1) 国補助金の交付決定及び額の確定を受けたものであること。
- (2) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 20 条に基づく完成検査を受け、同法第 8 条第 1 号又は第 16 条第 2 項の技術上の基準に適合しているものであること。
- (3) 水素供給設備の種類毎に次に掲げる日を完成日とし、当該日が平成 26 年 12 月 26 日以降のものであること。  
定置式：当該設備に係る一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 31 条第 2 項に規定する製造施設完成検査証の発行年月日  
移動式：当該設備に係る一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 31 条第 2 項に規定する製造施設完成検査証の発行年月日又は一般高圧ガス保安規則第 8 条第 2 項第 1 号リの規定に基づき、当該設備を運用する場所（都内に限る。）を都知事に届け出た日のいずれか遅い日
- (4) 水素供給能力（燃料電池自動車への平均的な水素充填能力をいう。以下同

じ。)が 50Nm<sup>3</sup>/h 以上であること。

### 2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、以下の経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとします。また、各経費の詳細は以下の表1のとおりです。

- ・ 水素供給設備機器費（水素供給設備を構成するために必要な設備及び機器に要する経費）
- ・ 設計費（水素供給設備の設計に係る経費（官公庁への申請に係る経費を含む。））
- ・ 設備工事費（水素供給設備の設置等に必要な工事に要する経費）
- ・ 工事負担金（給電、給水等の工事負担に要する経費）
- ・ 諸経費・管理費

※ 消費税及び地方消費税は除きます。

※ 手形により支払われた経費は助成対象経費としません。

※ 助成対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事などを含む。）がある場合にあっては、利益等を排除した経費を助成対象経費とします。ただし、当該調達分が、一般の競争の結果最低価格であった場合においてはこの限りではありません。助成事業における利益等排除の方法は以下のとおりです。交付申請時から十分に留意してください。

#### ▼利益等排除の対象となる調達先

助成対象者が以下の①～③の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- ①助成対象者自身
- ②100%同一の資本に属するグループ企業
- ③助成対象者の関係会社（上記②を除く）

#### ▼利益等排除の方法

##### ①助成対象者の自社調達の場合

原価をもって助成対象経費として計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

##### ②100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって助成対象経費として計上します。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する製造総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。



③助成対象者の関係会社（上記②を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって助成対象経費とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注．「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するとともに、その根拠となる資料も提出すること。

なお、②及び③が当該会社を含む一般競争又は3者以上の指名競争の結果、最低価格であった場合にはこの限りではありません。

表1 助成対象経費

<p>1. 水素供給設備機器費（水素供給設備一式） 助成対象事業の実施に必要なものとして次に掲げる設備及び機器に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 受電設備</li><li>(2) 原料ガス設備</li><li>(3) 水素製造装置</li><li>(4) 液化水素貯槽・気化器</li><li>(5) 水素燃料輸送用設備・接続装置</li><li>(6) 圧縮機</li><li>(7) 蓄圧器</li><li>(8) ディスペンサー</li><li>(9) プレクーラー</li><li>(10) 冷却水装置</li><li>(11) 計装空気設備・窒素設備</li><li>(12) 散水設備・貯水槽</li><li>(13) 制御装置・監視装置・検知警報設備</li><li>(14) その他燃料電池自動車に燃料として水素を供給するために必要な設備</li></ul>
<p>2. 設計費 助成対象事業の実施に必要な設計に係る経費として次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 設計費（土質調査及び測量に係る経費を含む。）</li><li>(2) 官公庁への申請に係る経費</li></ul>
<p>3. 設備工事費 助成対象事業の実施に必要な工事に要する経費として次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 基礎工事費</li><li>(2) 撤去工事費</li></ul>

- (3) 現地配管工事費
- (4) 据付工事費
- (5) 試運転調整費
- (6) 舗装工事費
- (7) 給排水設備工事費
- (8) 照明設備工事費
- (9) 電気工事費

#### 4. 工事負担金

助成対象事業の実施に必要な工事負担に要する経費として次に掲げるもの

- (1) 本支管工事負担金（敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金をいい、助成対象者がガス事業者の場合は除く。）
- (2) 給水配管・排水配管工事負担金
- (3) 電気の供給設備に関する工事費負担金

#### 5. 諸経費・管理費

助成対象事業の実施に必要な経費として次に掲げるもの

- (1) 共通仮設費
- (2) 現場管理費
- (3) 一般管理費
- (4) 諸経費

## 2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

助成金額は、水素供給設備の種類に応じ、次に掲げる金額とします。本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。助成金額を算出する際に用いる助成対象経費の合計金額の上限額及び本助成金の交付上限額は、水素供給設備の種別に応じ、以下の表2のとおりとします。

### 【定置式】

#### (1) 燃料電池バス対応水素供給設備

助成対象経費の合計金額から国補助金の確定額を差し引いた金額と 390 百万円（オンサイト方式の場合）又は 350 百万円（オフサイト方式の場合）を比べて低い金額

#### (2) (1) 以外の水素供給設備

##### ①大規模事業者

助成対象経費の合計金額に5分の4を乗じた金額から国補助金の確定額を差し引いた金額

##### ②中小事業者

助成対象経費の合計金額から国補助金の確定額を差し引いた金額

【移動式】

助成対象経費の合計金額から国補助金の確定額を差し引いた金額

表2 助成対象経費合計金額の上限額と助成金の交付上限額

水素供給 設備種類	水素供給 能力 (Nm <sup>3</sup> /h)	供給方式	助成 対象経費 上限額 (百万 円)	助成金 交付上限額 (百万円)	
				大規模 事業者	中小 事業者
定置式	300 以上	オンサイト方式 (燃料電池バス対応)	780	390	
		オフサイト方式 ※1 (燃料電池バス対応)	700	350	
		オンサイト方式 (燃料電池バス対応を除く。)	580	174	290
		オフサイト方式 ※1 (燃料電池バス対応を除く。)	500	150	250
	50 以上 300 未満	オンサイト方式	440	132	220
		オフサイト方式 ※1	360	108	180
移動式	50 以上	—	300	120	120
液化水素対応設備 ※1			80	24 ※2	40

※1 液化水素対応設備はオフサイト方式設備に付加して申請するが、「オフサイト方式」、「液化水素対応設備」の助成対象経費は分離して計上し、それぞれに上記表2の助成対象経費上限額を適用するものとする。

また、液化水素対象設備の助成対象範囲は、表1の1(4)「液化水素貯槽・気化器」に係る設備及び当該設備の「設計、工事、諸経費等一式」とする。

※2 燃料電池バス対応の場合は、40(百万円)を上限とする。

### 3 交付申請

#### 3.1 申請手続き（交付要綱第10条参照）

申請受付期限

**受付期限 令和3年3月31日（水曜日）**

本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、国補助金において交付すべき額が確定し、その旨の通知を受けた後に、助成金交付申請書（第5号様式）、誓約書（第6号様式）、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（第7号様式）及び以下の表3に掲げる書類をとりまとめた上で、受付期限（天災地変等申請者の責めに帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）までに原則として窓口持参により提出してください。

申請は、次の内容に該当するものとします。

- ・ 申請は、1設備毎に行われていること。移動式においては1台の車両毎に行うこと。
- ・ 国事業において、複数年度事業として申請している場合、最終年度の国補助金の交付すべき額が確定した後に、申請を行うこと。
- ・ 申請する水素供給設備の設置に関し、国補助金以外の補助金と重複して申請していないこと。

なお、申請は先着順に受け付けるものとし、本助成金の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受付を終了します。予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、本助成金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。

表3 交付申請書添付書類

書類名	備考
国補助金の交付申請書	● 国規程第6条第1項に基づくセンターへの申請に係る全ての書類の写し
国補助金の交付決定書	● 国規程第7条第2項の規定に基づきセンターが発行する交付決定通知書（様式第2）の写し
（定置式の水素供給設備の場合） 水素供給設備の完成検査証	● 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第31条第2項に規定する製造施設完成検査証の写し
（移動式の水素供給設備の場合） 水素供給設備の完成検査証又は運用場所の届け出	● 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第31条第2項に規定する製造施設完成検査証の写し又は一般高圧ガス保安規則第8条第2項第1号りの規定に基づき水素供給設備を運用する場所を都知事へ届け出た書面の写し

国補助金の実績報告書	● 国規程第 14 条第 1 項に基づくセンターへ の実績報告に係る全ての書類の写し
国補助金の確定通知書	● 国規程第 15 条第 1 項の規定に基づきセン ターが発行する確定通知書（様式第 10）の 写し
その他公社が別に定めるもの	

### 3.2 申請書類の提出（交付要綱第 7 条参照）

#### <提出方法>

経済産業省の電子申請システム「J グランツ」を活用して申請書類をアップロードしてください。様式は「J グランツ」上又は公社のホームページからダウンロードしてお使いください。「J グランツ」を活用した電子申請にあたっては、G ビズ ID の取得（無料）が必要です。申請から取得まで 2～3 週間を要しますのでお早めに準備してください。

「J グランツ」の操作方法は「J グランツ」のクイックマニュアル等をご参照ください。具体的な申請手法は個別に公社までご連絡ください。

#### <J グランツにおける新規整備費のページ>

<https://mng.igrants.go.jp/subsidy/492>

#### <申請様式のダウンロードページ>

[https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen\\_sup/index.html](https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen_sup/index.html)

#### <G ビズ ID のページ>

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

### 3.3 申請にあたっての留意事項

- (1) 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- (2) 審査中の途中経過に関するお問い合わせには、一切応じかねますのであらかじめ御了承ください。
- (3) 選考に係わる審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・提出等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- (4) 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- (5) 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

### 3.4 交付決定及び助成金の額の決定（交付要綱第11条参照）

公社は、本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては交付すべき本助成金の交付額の確定を行います。

本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第8号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第9号様式）により通知します。

### 3.5 助成金交付の条件（交付要綱第12条参照）

公社は、交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとします。

（1）交付要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象経費に関し、本助成金の交付決定の通知を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。

（2）公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

### 3.6 申請の撤回（交付要綱第14条参照）

被交付者は、本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第11号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

### 3.7 助成事業の内容変更に伴う届出（交付要綱第15条参照）

被交付者は、被交付者の住所、名称、代表者氏名及び登録印の変更があった場合は、速やかに変更届出書（第12号様式）を提出してください。ただし、該当する水素供給設備が「燃料電池自動車用水素供給設備の設備運営費の助成金」に規定する変更届出書（第8号様式）を提出している場合は、省略することができます。

### 3.8 助成金の請求及び交付（交付要綱第16条参照）

被交付者は、助成金交付決定通知書（第8号様式）を受けた後速やかに、助成金請求書（第13号様式）を公社に提出してください。公社は、助成金請求書を受領した後、指定の口座に振込の手続きを行います。なお、「3.6 申請の撤回」による申請の撤回を行う場合においてはこの限りではありません。

### 3.9 稼働状況等の報告（交付要綱第19条参照）

被交付者は、交付決定の通知を受けた日の翌月から起算して当該日の属する年度の末日までの水素供給設備の稼働状況等について、当該年度の翌年度の5月末日までに、設備使用状況報告書（第14号様式）と、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（第7号様式）を公社に提出してください。ただし、該当する水素供給設備が「燃料電池自動車用水素供給設備の設備運営費の助成金」に規定する実績報告書（第9号様式）を提出している場合は省略することができます。

## 4 その他

### 4.1 債権譲渡の禁止（交付要綱第17条参照）

被交付者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはいけません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

### 4.2 移動式の水素供給設備の変更（交付要綱第13条参照）

被交付者は、移動式の水素供給設備を運用する場所の追加、変更又は廃止をしようとするときは、当該追加、変更又は廃止を行う日までに、移動式水素供給設備運用場所変更届（第10号様式）を公社に提出してください。ただし、該当する水素供給設備が「燃料電池自動車用水素供給設備の設備運営費の助成金」に規定する助成事業内容変更申請書（第6号様式）を提出している場合は、省略することができます。

### 4.3 交付決定の取消し（交付要綱第18条参照）

次に掲げる事項に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- （1）虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- （2）交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- （3）本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- （4）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- （5）その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、又は東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。

公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

### 4.4 助成金の返還（交付要綱第20条参照）

公社は、被交付者に対し、「4.3 交付決定の取消し」による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求します。

被交付者は、本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。

被交付者は、本助成金の返還をしたときは、公社に対し、助成金返還報告書（第15号様式）を提出してください。



#### 4.5 違約加算金（交付要綱第21条参照）

公社は、「4.4 助成金の返還」による返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。

被交付者は、違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

被交付者は、違約加算金を納付したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 15 号様式）を提出してください。

#### 4.6 延滞金（交付要綱第22条参照）

「4.4 助成金の返還」による返還請求を受けたにも関わらず、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。

被交付者は、延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

被交付者は、延滞金を納付したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 15 号様式）を提出してください。

#### 4.7 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第23条参照）

公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

#### 4.8 処分の制限（交付要綱第24条参照）

被交付者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものの処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第 16 号様式）を公社に提出し、承認を得なければなりません。

ただし、以下の表 4 の左欄に掲げる取得財産等ごとに当該右欄に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りではありません。

公社は、取得財産等の処分を承認しようとする場合は、被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号）第 3 2

に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求します。被交付者は、算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

公社は、被交付者から算出金が納付され、処分を承認したときは、速やかに財産処分承認書（第17号様式）により、通知します。

表4 取得財産等の処分制限期間

助成対象の大別	対象設備、機器等	処分制限期間
水素供給設備	受電設備、原料ガス設備、水素製造装置、液化水素貯槽・気化器、水素燃料輸送用設備・接続装置、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御・監視・検知警報設備等 その他水素を燃料として燃料電池自動車等に供給するために必要な設備	8年
工事負担金	敷地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金、給水配管/排水配管工事に関する負担金 電気の供給設備に関する工事費負担金 [無形固定資産で全額償却（定額）]	15年

（注）上記以外の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間によるものとします。

#### 4.9 助成事業の経理（交付要綱第25条参照）

被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から「4.8 処分の制限」で定める財産の処分制限期間を超過するまでの間保存しておかなければなりません。

## 5 提出書類チェックリスト及び様式記入時ポイント

### 交付申請書提出時書類チェックリスト

No	書類名	備考	確認
1	助成金交付申請書（第1号様式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1設備毎に申請を行います。</li> <li>● 移動式においては、1台の車両毎に申請を行います。</li> </ul>	
2	助成対象設備及び助成対象経費（第1号様式 付表1）		
3	移動式水素供給設備の運営場所等（第1号様式 付表2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動式の場合のみ添付します。</li> </ul>	
4	誓約書（第2号様式）		
5	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（第3号様式）		
6	国補助金の交付申請書 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国規程第6条第1項に基づくセンターへの申請に係る全ての書類の写し</li> </ul>	
7	国補助金の交付決定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国規程第7条第2項の規定に基づきセンターが発行する交付決定通知書（様式第2）の写し</li> </ul>	
8	（定置式の水素供給設備の場合） 水素供給設備の完成検査証	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第31条第2項に規定する製造施設完成検査証の写し</li> </ul>	
9	（移動式の水素供給設備の場合） 水素供給設備の完成検査証又は運用場所の届け出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第31条第2項に規定する製造施設完成検査証の写し又は一般高圧ガス保安規則第8条第2項第1号りの規定に基づき水素供給設備を運用する場所を都知事へ届け出た書面の写し</li> </ul>	
10	国補助金の実績報告書 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国規程第14条第1項に基づくセンターへの実績報告に係る全ての書類の写し</li> </ul>	
11	国補助金の確定通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国規程第15条第1項の規定に基づきセンターが発行する確定通知書（様式第10）の写し</li> </ul>	
12	その他会社が定めるもの		

※ J グランツを通じた提出ではなく、紙媒体のものを公社まで郵送してください。

燃料電池自動車用水素供給設備整備事業  
助成金交付申請書

作成日 令和3年3月1日

公益財団法人 東京都環境公社  
理事長 殿

事業者名 水素ステーション合同会社  
代表者名 代表社員 職務執行者 水素



事業者名 水素需要創出活動株式会社  
代表者名 代表取締役 燃料 電池



燃料電池自動車用水素供給設備整備事業交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。  
なお、同要綱に定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

申請内容			
水素供給設備名称	新宿水素ステーション		
設置事業所住所	東京都新宿区新宿9-8-7		
助成対象設備概要	供給方式	<input type="checkbox"/> オンサイト <input checked="" type="checkbox"/> オフサイト <input type="checkbox"/> 移動式 <input type="checkbox"/> 燃料電池バス対応 <input checked="" type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> 液化水素対応設備	
	水素供給能力	300 Nm <sup>3</sup> /h 以上	
	完成日	令和3年1月31日	
	完成検査証の発行番号	2環改保高第9999号	
助成対象経費	530,000,000 円		
	国補助金	交付確定額	250,000,000 円
		交付決定番号	－水素－第2999号
事業者規模	<input checked="" type="checkbox"/> 大規模事業者 <input type="checkbox"/> 中小事業者		
助成金申請額	150,000,000 円		
当該施設等の総敷地面積	9,999.99 m <sup>2</sup> (うち当該設備に係る使用面積 999.99 m <sup>2</sup> )		
本助成事業に係る取引先との利益排除の対象となる関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
当該水素供給設備の整備着手日	令和2年2月16日		
当該水素供給設備の完成日	令和3年2月15日		

担当者	氏名	水素 太郎	電話	03-1234-5678
	部署	新エネルギー本部 水素事業課 水素ステーション係		
	住所	〒123-4567 東京都千代田区千代田10-11-12 ABCビル1階		
	メール	<a href="mailto:suiso-st@energy.com">suiso-st@energy.com</a>		

担当者	氏名	酸素 次郎	電話	03-3456-7890
	部署	水素部		
	住所	〒234-5678 東京都港区港20-21-22 DEビル1階		
	メール	<a href="mailto:suiso-iyu@suiso.com">suiso-iyu@suiso.com</a>		

第5号様式(国併用整備費:助成金交付申請書)

項目	説明
作成日	本申請書の作成日 ※yy/m/d(西暦)形式で入力 <和暦で表示>
事業者名①	申請する事業者名を入力
代表者名①	公的証明書に記載されている役職と代表者を入力
登録印①	登録印を押印(Jグランツの場合は不要)
事業者名②	申請する事業者名を入力
代表者名②	公的証明書に記載されている役職と代表者を入力
登録印②	登録印を押印(Jグランツの場合は不要)
水素供給設備名称	製造施設完成検査証の「事業所の名称」を入力
設置事業所住所	上記水素供給設備の住所を入力
供給方式	該当するものすべてに■を選択
水素供給能力	水素供給能力を入力(必要に応じて"以上"や"未満"の追記可)
完成日	製造施設完成検査証の発行日を入力 ※yy/m/d(西暦)形式で入力 <和暦で表示>
完成検査証の発行番号	製造施設完成検査証の発行番号を入力
助成対象経費	利益排除後の経費合計を入力。(※1)参照。
国 交付決定額	国補助金の交付決定通知書(様式第2)「補助金交付上限額」を入力
国 交付決定番号	国補助金の交付決定通知書(様式第2)「補助金交付決定番号」を入力
事業者規模	該当するものに■を選択
助成金申請額	本助成金の申請額を入力(千円未満切り捨て)。(※2)参照。
当該施設等の総敷地面積	国補助金の実績報告書(様式第8)「当該施設等の総敷地面積(うち 当該設備に係る使用面積)」を入力
利益排除の有無	該当するものに■を選択
整備着手日	国補助金の実績報告書(様式第8)「補助事業の実績 着手日」を入力
完成日	国補助金の実績報告書(様式第8)「補助事業の実績 完了日」を入力
氏名/電話	申請担当者の氏名と電話番号を入力
部署	申請担当者の所属部署を入力
郵便番号/住所	通知文書の送付先郵便番号と住所を入力
メール	申請担当者のメールアドレスを入力
氏名/電話	申請担当者の氏名と電話番号を入力
部署	申請担当者の所属部署を入力
郵便番号/住所	通知文書の送付先郵便番号と住所を入力
メール	申請担当者のメールアドレスを入力

(※1) 【全取得財産が都内にある場合】国補助金の実績報告書(様式第8)「補助対象経費」を入力  
【取得財産の一部が都外にある場合】都内にある取得財産の経費合計を入力

(※2) 【全取得財産が都内にある場合】本手引き「2.4 助成金額」で算出した助成金額を入力  
【取得財産の一部が都外にある場合】都内にある取得財産の経費合計をもとに本手引き「2.4 助成金額」で算出した助成金額を入力

## 助成対象設備及び助成対象経費

単位：円

	内 訳 (例)	金額 (税別)	備考
機器費	1 受電設備	20,000,000	
	2 原料ガス設備	0	
	3 水素製造装置	0	
	4 液化水素貯槽・気化器	0	
	5 水素燃料輸送用設備・接続装置	10,000,000	
	6 圧縮機	150,000,000	
	7 蓄圧器	0	
	8 ディスペンサー	30,000,000	
	9 プレクーラー	23,000,000	
	10 冷却水装置	10,000,000	
	11 計装空気設備・窒素設備	10,000,000	
	12 散水設備・貯水槽	10,000,000	
	13 制御装置・監視装置・検知警報設備	65,000,000	
	14 その他設備 ( )	0	
	15 機器費小計	328,000,000	
設備工事費等	16 設計費	20,000,000	
	17 官公庁申請費	2,000,000	
	18 基礎工事費	80,000,000	
	19 撤去工事費	0	
	20 現地配管工事	55,000,000	
	21 据付工事費	5,000,000	
	22 試運転調整費	5,000,000	
	23 舗装工事費	30,000,000	
	24 給排水設備工事費	5,000,000	
	25 照明設備工事費	0	
	26 電気工事費	20,000,000	
	27 共通仮設費	15,000,000	
	28 現場管理費	15,000,000	
	29 一般管理費	20,000,000	
	30 諸経費	0	
	31 工事負担金	0	
	32 設置工事費等小計	272,000,000	
33 合計	600,000,000		
34 国補助金補助対象経費	530,000,000		
35 利益排除額	70,000,000		
36 利益排除後の合計額	530,000,000		

第5号様式 付表1(国併用整備費:助成対象設備及び助成対象経費)

内 訳(例)	説明
受電設備	国補助金の補助対象設備明細書(確定)(様式細7-2)における金額(確定)に準じて内訳に毎に入力すること
原料ガス設備	
水素製造装置	
液化水素貯槽・気化器	
水素燃料輸送用設備・接続装置	
圧縮機	
蓄圧器	
ディスペンサー	
プレクーラー	
冷却水装置	
計装空気設備・窒素設備	
散水設備・貯水槽	
制御装置・監視装置・検知警報設備	
その他設備	
機器費小計	
設計費	
官公庁申請費	
基礎工事費	
撤去工事費	
現地配管工事	
据付工事費	
試運転調整費	
舗装工事費	
給排水設備工事費	
照明設備工事費	
電気工事費	
共通仮設費	
現場管理費	
一般管理費	
諸経費	
工事負担金	
設置工事費等小計	
合計	
国補助金補助対象経費	国補助金の実績報告書(様式第8)における補助対象経費を入力すること
利益排除額	=No.33-No34
利益排除後の合計額	=No.33-No.35

## 誓約書

公益財団法人 東京都環境公社  
理事長 殿

燃料電池自動車用水素供給設備整備事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）第10条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が交付要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第18条の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第20条に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

令和3年 3月 1日

住 所 〒 123-4567  
東京都千代田区千代田10-11-12 ABCビル1階

事業者名 水素需要創出活動株式会社  
代表者名 代表取締役 燃料 電池

登録  
印

住 所 〒 123-7890  
東京都新宿区南新宿11-12-13 XYZビル10階

事業者名 水素ステーション合同会社  
代表者名 代表社員 職務執行者 水素 自動車

登録  
印

\* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

\* この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者



第6号様式(国併用整備費:誓約書)

項目	説明
作成日	助成金交付申請書(第5号様式)「作成日」を入力 ※yy/m/d(西暦)形式で入力 <和暦で表示>
郵便番号①	申請する事業者の郵便番号を入力
住所①	申請する事業者の住所を入力
事業者名①	助成金交付申請書(第5号様式)「事業者名①」を入力
代表者名①	助成金交付申請書(第5号様式)「代表者名①」を入力
登録印①	登録印を押印(Jグランツの場合は不要)
郵便番号②	申請する事業者の郵便番号を入力
住所②	申請する事業者の住所を入力
事業者名②	助成金交付申請書(第5号様式)「事業者名②」を入力
代表者名②	助成金交付申請書(第5号様式)「代表者名②」を入力
登録印②	登録印を押印(Jグランツの場合は不要)

(参考) 関連ホームページの御案内

実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規程類について

[https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen\\_sup/index.html](https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen_sup/index.html)

**燃料電池自動車用水素供給設備整備事業  
助成金申請書類作成の手引き（第2版）**

□発行・編集 令和2年10月

公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 10階

TEL：03-5990-5159